

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
第1章 総則 p.6	(文章追加)	<b>1-1-5 請負代金内訳書</b> 請負人は、契約書第3条に従って「請負代金内訳書」を作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	土木工事標準仕様書に合わせて改定
総則 p.6	<b>1-1-5 施工計画書</b> 1) 請負人は、現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に <b>一部提出</b> しなければならない。また、請負人は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	<b>1-1-6 施工計画書</b> 1) 請負人は、現場着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に <b>提出</b> しなければならない。また、請負人は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。	文言一部削除
総則 p.9	<b>1-1-12 使用人等の管理</b> (文章追加)	<b>1-1-13 使用人等の管理</b> 3) 請負人は、使用人等の労働条件、安全衛生その他労働環境の改善に努めなければならない。 4) 請負人は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。	土木工事標準仕様書に合わせて改定
総則 p.10	<b>1-1-13 工事の下請負</b> (文章追加)	<b>1-1-14 工事の下請負</b> 2) 元請負人が工事費等を支払う場合は、できるだけ現金払いとし、手形払いをする場合は当該手形期間を短くするなど、下請負人などの利益を保護するよう努めるものとする。 なお、下請契約を締結する際には、適切な請負代金による下請契約の締結に努めなければならない。	土木工事標準仕様書に合わせて改定
総則 p.12	<b>1-1-19 工期変更</b> (文章追加)	<b>1-1-20 工期変更</b> 1) (-文書省略-) なお、支給材料及び貸与品は、「共通仕様書 1-1-1-20 支給材料及び貸与品」によるものとする。	文章追加
総則 p.15	<b>1-1-21 建設副産物</b> 7) (-文書省略-)「建設リサイクルガイドライン」に基づき、 <del>建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)</del> により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、 <del>電子データとともに</del> 工事監督員に提出しなければならない。 8) (-文書省略-)「建設リサイクルガイドライン」に基づき、 <del>建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)</del> により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、 <del>電子データとともに</del> 工事監督員に提出しなければならない。 9) (-文書省略-) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を <del>建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)</del> により作成し、工事監督員へ <b>提出</b> するとともに1年間保管しなければならない。	<b>1-1-22 建設副産物</b> 7) (-文書省略-)「建設リサイクルガイドライン」に基づき、 <b>建設副産物に係る情報入力システム※</b> により「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。 8) (-文書省略-)「建設リサイクルガイドライン」に基づき、 <b>建設副産物に係る情報入力システム※</b> により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。 9) (-文書省略-) 生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を <b>建設副産物に係る情報入力システム※</b> により作成し、工事監督員へ <b>提出</b> するとともに1年間保管しなければならない。	土木工事標準仕様書に合わせて改定

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考
総則 p.15	(文章追加)	<p>※建設副産物に係る情報入力とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)とする。これにより難しい場合は、理由書並びに必要な資料を整理し、工事監督員と協議しなければならない。</p>	土木工事標準仕様書に合わせて改定
総則 p.22	<p><b>1-1-35 環境対策</b></p> <p>8) 請負人は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p><b>1-1-37 諸法令の遵守</b></p> <p>1) 請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p><del>(1) 地方自治法 (平成28年12月改正 法律第101号)</del></p> <p><del>(2) 建設業法 (平成26年8月改正 法律第69号)</del></p> <p style="text-align: center;">- 中略 -</p> <p><del>(74) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)</del></p> <p><del>(75) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</del></p>	<p><b>1-1-36 環境対策</b></p> <p>8) 請負人は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p><b>1-1-38 諸法令の遵守</b></p> <p>1) 請負人は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負人の責任において行わなければならない。なお、主な法令は、「<b>土木工事共通仕様書 1-1-1-39 諸法令の遵守</b>」に示すとおりである。</p> <p>現行仕様書に記載の法令(1)～(75)は全て削除</p>	<p>文言一部修正</p> <p>文言等一部修正及び削除</p>
総則 p.28	<p><b>1-1-48 環境物品等の使用</b></p> <p>(文章追加)</p> <p><b>1-1-51 工事特性・創意工夫・社会性等</b></p> <p>請負人は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は、地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工計画書、又は施工協議簿により事前に工事監督員へ提出すること。実施状況については、<del>工事完了時までに別に定める工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書(共通仕様書 様式96,97)により</del>、工事監督員に提出することが出来るものとする。</p>	<p><b>1-1-49 環境物品等の使用</b></p> <p>3) <b>グリーン購入法に基づく「札幌市グリーン購入ガイドライン」における公共工事の配慮事項に留意</b>すること。</p> <p><b>1-1-52 工事特性・創意工夫・社会性等</b></p> <p>請負人は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する<b>評価できる</b>項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、施工計画書、又は施工協議簿により事前に工事監督員へ提出すること。実施状況については、工事完了時までに工事監督員に提出することが出来るものとする。</p> <p>なお、提出様式は任意として、共通仕様書の記載例、並びに様式96、97は参考扱いとする。</p>	<p>土木工事標準仕様書に合わせて改定</p> <p>土木工事標準仕様書に合わせて改定</p>
第2章 工事現場管理 等安全管理 p.3	<p><b>2-1-3 作業員の安全管理</b></p> <p>2) 請負人は、工事現場の<b>イメージアップ</b>を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所、又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化(<del>イメージアップ</del>)に努めるものとする。</p>	<p><b>2-1-3 作業員の安全管理</b></p> <p>2) 請負人は、工事現場の<b>現場環境改善</b>を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所、又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。</p>	<p>文言修正及び削除</p>

章(改定後)	現 行	改 定	備 考
工事現場管理等安全管理 p.3	<p><b>2-3-1 交通安全管理</b></p> <p>3) 負人は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（平成28年7月15日総理府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）<del>及び</del>道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p><b>2-3-1 交通安全管理</b></p> <p>3) 請負人は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「道路標識、区画線及び道路表示に関する命令（平成28年7月15日総理府・国土交通省令第2号）」、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知 昭和37年8月30日）」、「道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）」、「道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）」、「道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）」及び「<b>共通仕様書 付表 1.道路工事に伴う道路標識の設置基準等</b>」に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>文言修正及び削除</p>
第3章 材料 p.2	<p><b>3-1-2 材料の見本又は資料の提出</b></p> <p>1) 請負人は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負人の責任において整備、保管し、工事監督員から請求があった場合は、直ちに<b>提示するとともに、<del>検査時に提出しなければならない。</del></b></p> <p><b>(文章追加)</b></p>	<p><b>3-1-2 材料の見本又は資料の提出</b></p> <p>1) 請負人は、工事に使用する材料の品質を証明する資料（<b>試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書</b>）を請負人の責任において整備、保管し、工事監督員から請求があった場合は、直ちに<b>提示する。</b></p> <p>3) <b>工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書は、請負人が、工事目的物の引渡し後、5年間保管し、発注者の請求に応じて提示又は提出することとする。</b></p>	<p>土木工事標準仕様書に合わせて改定</p>
材料 p.13	<p><b>3-2-4 コンクリート</b></p> <p>1) 適用すべき諸基準</p> <p>⑦ <b>共通仕様書</b></p>	<p><b>3-2-4 コンクリート</b></p> <p>1) 適用すべき諸基準</p> <p>⑦ <b>その他（共通仕様書 1-5-2-1 適用すべき書基準）</b></p>	<p>文言の追加</p>
第5章 開削工 p.2	<p><b>5-4 管布設工</b></p> <p>4 請負人は、管の布設にあたって、（-中略-）溝壁、土留材、布設済の管、その他に接触することのないように施工しなければならない。<b>(文章追加)</b></p>	<p><b>5-4 管布設工</b></p> <p>4 請負人は、管の布設にあたって、（-中略-）溝壁、土留材、布設済の管、その他に接触することのないように施工しなければならない。</p> <p><b>なお、国道に埋設する下水道管は、管種を問わず下記の規定によらなければならない。</b></p> <p>(1) <b>下水道管に標示テープ（規格：下水道、幅：50mm、色：茶色）を貼りつけなければならない。貼りつけ箇所は、管体にポリエチレンスリーブを被覆した後、管天端（上部）縦方向とし、要所を固着しなければならない。</b></p> <p>(2) <b>開削施工の管路上部に標示シート（規格：下水道、幅：150mm、折込率：2倍、色：茶色）を敷設しなければならない。敷設位置は、路盤砕石下を標準とする。（歩道等で路盤厚が少ない場合は、地表より70cm程度とする。）</b></p> <p><b>標示シートは、折込んでいるため、これを伸ばして敷設してはならない。</b></p>	<p>文章の追加（国道の占用許可基準に準拠して改定）</p>

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考																																				
第 6 章 推進工・ シールド工 p.5	<p>6-1-4 滑材、中込材の配合</p> <p>3 <del>小口径</del>中込材配合</p> <p style="text-align: center;">エアモルタル <span style="float: right;">1kl 当たり</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種目 名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント</td> <td></td> <td>kg</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>0.375</td> </tr> <tr> <td>発泡剤</td> <td></td> <td>kg</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td></td> <td>l</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>	種目 名称	形状寸法	単位	数量	セメント		kg	200	砂		m <sup>3</sup>	0.375	発泡剤		kg	3.0	水		l	190	<p>6-1-4 滑材、中込材の配合</p> <p>3 中込材配合 (鋼製さや管ホーリング推進工及び取付管ホーリング推進工)</p> <p style="text-align: center;">1 m<sup>3</sup> 当たり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種目 名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント</td> <td></td> <td>kg</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>ベントナイト</td> <td></td> <td>kg</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	種目 名称	形状寸法	単位	数量	セメント		kg	500	ベントナイト		kg	100	水		m <sup>3</sup>	0.8	「推進工法用設計積算要領」(日推協)に記載された配合に準拠
種目 名称	形状寸法	単位	数量																																				
セメント		kg	200																																				
砂		m <sup>3</sup>	0.375																																				
発泡剤		kg	3.0																																				
水		l	190																																				
種目 名称	形状寸法	単位	数量																																				
セメント		kg	500																																				
ベントナイト		kg	100																																				
水		m <sup>3</sup>	0.8																																				
第 10 章 附帯工 p.5	<p>10-6 舗装復旧工 (基層、表層)</p> <p>(9) 表層及び基層の施工に当って、プライムコートの使用量は 1.26 l/m<sup>2</sup>、タックコートの使用量は 0.428 l/m<sup>2</sup>を標準とする。</p>	<p>10-6 舗装復旧工 (基層、表層)</p> <p>(9) 表層及び基層の施工に当って、プライムコートの使用量は 1.2 l/m<sup>2</sup>、タックコートの使用量は 0.4 l/m<sup>2</sup>を標準とする。</p>	土木工事標準仕様書に合せて改定																																				
附帯工 p.6	<p>10-7 施設撤去工 (文章追加)</p>	<p>10-7 施設撤去工</p> <p>9 請負人は、中込め注入工による既設管閉塞に際して、注入材の配合は下表を標準とする。なお、これにより難しい場合は同等以上の品質、効果のある配合を持って工事監督員の承諾を受けること。</p> <p style="text-align: center;">エアモルタル <span style="float: right;">1kl 当たり</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種目 名称</th> <th>形状寸法</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セメント</td> <td></td> <td>kg</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>砂</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>0.375</td> </tr> <tr> <td>起泡剤</td> <td></td> <td>kg</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>水</td> <td></td> <td>l</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>	種目 名称	形状寸法	単位	数量	セメント		kg	200	砂		m <sup>3</sup>	0.375	起泡剤		kg	3.0	水		l	190	令和元年度第 1 回下水道管路技術委員会にて決定																
種目 名称	形状寸法	単位	数量																																				
セメント		kg	200																																				
砂		m <sup>3</sup>	0.375																																				
起泡剤		kg	3.0																																				
水		l	190																																				
第 14 章 事業損失防止 ・技術管理 p.2	<p>14-1-1 総則 (文章追加)</p>	<p>14-1-1 総則</p> <p>1 この仕様書は、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動及び振動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領 (昭和 61 年 4 月 25 日中央用地対策連絡協議会理事決定) (以下「事務処理要領」という。)</p> <p>第 2 条 (事前の調査等) 第 5 号建物等の配置及び現況、第 4 条 (損害等が生じた建物等の調査) の調査及び第 7 条 (費用の負担) に係る費用負担額の算定並びに費用負担の説明に係る業務 (以下「家屋調査」という。)</p> <p>を札幌市が発注する場合の業務内容、その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。</p> <p>2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく必要があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。</p>	文章追加																																				





章 (改定後)		現 行		改 定		備 考
第 16 章 施工管理基準 p.9						
	概要	測定箇所	測定基準	規格値 個々の測定値 (X)	測定項目	工種
	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上割合で規格値を満足しなければならぬと同時に 10 個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割りとし、道路中心線及び端部 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りに測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りとし、厚さは 1,000 m <sup>2</sup> に 1 箇所の割でコアを採取して測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りとし、厚さは 1,000 m <sup>2</sup> に 1 箇所の割でコアを採取して測定。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りとし、厚さは 1,000 m <sup>2</sup> に 1 箇所の割でコアを採取して測定。	個々の測定値 (X) ±40 -45 -50 -15 -50 -9 -25 -7 -25 3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	基準高▽ 厚さ 幅 厚 幅 厚 幅 厚 幅 平坦性	アスファルト舗装工 下層路盤工 加熱アスファルト 安定処理工 基層工 表層工
	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上割合で規格値を満足しなければならぬと同時に 10 個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割りとし、道路中心線及び端部 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りに測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りとし、厚さは 1,000 m <sup>2</sup> に 1 箇所の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りとし、厚さは 1,000 m <sup>2</sup> に 1 箇所の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	個々の測定値 (X) ±40 -45 -50 -15 -50 -9 -25 -7 -25 3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	基準高▽ 厚さ 幅 厚 幅 厚 幅 厚 幅 平坦性	アスファルト舗装工 下層路盤工 加熱アスファルト 安定処理工 基層工 表層工
	凍上抑制層に適用するのは、厚さ及び幅の規格値とする。	厚さは個々の測定値が 10 個に 9 個以上割合で規格値を満足しなければならぬと同時に 10 個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	基準高は延長 40m 毎に 1 箇所の割りとし、道路中心線及び端部 200m 毎に 1 箇所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りに測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割りとし、厚さは 1,000 m <sup>2</sup> に 1 箇所の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	個々の測定値 (X) ±40 -45 -50 -15 -50 -9 -25 -7 -25 3mプロファイルメーター(σ) 2.4mm 以下 直読式 (足付き) (σ)1.75mm 以下	基準高▽ 厚さ 幅 厚 幅 厚 幅 厚 幅 平坦性	アスファルト舗装工 下層路盤工 加熱アスファルト 安定処理工 基層工 表層工

16-4-4 コンクリートの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1.モルト・コンクリート(軽圧コンクリート・コンクリート吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」 JIS R 5201 JIS R 5202	3.0 kg/m <sup>3</sup> 以下 JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) 無害であること。	工事開始前、各配合毎。 工事開始前、工事中1回/月以上。 工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	日種又はC種であることを確認する。 信頼できる試験機関において、請負人が立会って確認する。	○		
			骨材のアルカリシリリ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。			骨材のアルカリシリリ反応性試験(モルタルハー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、請負人が立会って確認する。	○	
			骨材のアルカリシリリ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804						
		その他	骨材のふるい分け試験	JISA1102	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
		JISマーク表示されたイコロリを 使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JISA1109 JISA1110 JISA5005 JISA5011-1~4 JISA5021	絶対密度: 2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材のすりへり試験	JISA1121 JISA5005	40%以下、舗装コクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コクリートの場合は25%以下		工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	

16-4-4 コンクリートの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
1.モルト・コンクリート(軽圧コンクリート・コンクリート吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリ総量	「コンクリートの耐久性向上」 JIS R 5201 JIS R 5202	3.0 kg/m <sup>3</sup> 以下 JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) 無害であること。	工事開始前、各配合毎。 工事開始前、工事中1回/月以上。 工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。 工事開始前、工事中1回/6月以上及び産地が変わった場合。	日種又はC種であることを確認する。 信頼できる試験機関において、請負人が立会って確認する。	○		
			骨材のアルカリシリリ反応性試験(化学法)	JIS A 1145	無害であること。			骨材のアルカリシリリ反応性試験(モルタルハー法)の結果を用いる場合に適用し、信頼できる試験機関において、請負人が立会って確認する。	○	
			骨材のアルカリシリリ反応性試験(迅速法)	JIS A 1804						
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5011-1 ~4 JIS A 5021	設計図書による。		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
		JISマーク表示されたイコロリを 使用する場合は除く	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5g/cm <sup>3</sup> 以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)		工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	
			骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コクリートの場合は25%以下		工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○	

土木工事標準仕様書に合わせて改定

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
1モメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 JISマー ク表示 された ミミ ク コ リ を 使 用 す る 場 合 は 除 く	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JISA1122 JISAS005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
材料	製造 (フラット)	その他 JISマー ク表示 された ミミ ク コ リ を 使 用 す る 場 合 は 除 く	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の品質試験	土木学会基準 JSCE-B101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内。 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 空気量の量分：±1%	1回/年以上の頻度。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
製造 (フラット)	製造 (フラット)	その他 JISマー ク表示 された ミミ ク コ リ を 使 用 す る 場 合 は 除 く	計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308 付属書	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	1回/工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
1モメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 JISマー ク表示 された ミミ ク コ リ を 使 用 す る 場 合 は 除 く	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
材料	製造 (フラット)	その他 JISマー ク表示 された ミミ ク コ リ を 使 用 す る 場 合 は 除 く	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の品質試験	土木学会基準 JSCE-B101	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内。 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 空気量の増分：±1%	1回/工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 及び産地が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
製造 (フラット)	製造 (フラット)	その他 JISマー ク表示 された ミミ ク コ リ を 使 用 す る 場 合 は 除 く	計量設備の計量精度	回収水の場合： JIS A 5308 付属書	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	1回/工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。

土木工事標準仕様書に合わせて改定  
※単位水量測定は、掲載頁を変更



章 (改定後)		現 行		改 定		備 考			
施工管理基準 p.28		現 行		改 定		備 考			
<p>○</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。            ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 (高さ1.0m以上)、因果工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	<p>工事開始前及び工事中1回/年以上。</p>	<p>コンクリートの練混ぜ量            公称容量の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下            圧縮強度平均値からの差：7.5%以下            空気量平均値からの差：10%以下            スランプ平均値からの差：15%以下            公称容量の1/2の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下</p>	<p>パッチミキサの場合            JISA1119            JISA8603-1            JISA8603-2</p>	<p>ミキサの練混ぜ性能試験</p>	<p>試験区分            ミキサの練混ぜ性能試験            その他            製造 (フランド)</p>	<p>規格値            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下            圧縮強度差：2.5%以下            空気量差：1%以下            スランプ差：3cm以下            設計図書による (但し、偏差0.3%以下)            設計図書による (但し、偏差0.3%以下)</p>	<p>試験基準            工事開始前及び工事中1回/年以上。</p>	<p>試験成績表等による確認            ○</p>
<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>			
<p>○</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。            ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 (高さ1.0m以上)、因果工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	<p>工事開始前及び工事中1回/年以上。</p>	<p>コンクリートの練混ぜ量            公称容量の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下            圧縮強度平均値からの差：7.5%以下            空気量平均値からの差：10%以下            スランプ平均値からの差：15%以下            公称容量の1/2の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下</p>	<p>パッチミキサの場合            JIS A 1119            JIS A 8603-1            JIS A 8603-2</p>	<p>ミキサの練混ぜ性能試験            細骨材の表面水準試験            粗骨材の表面水準試験</p>	<p>試験区分            ミキサの練混ぜ性能試験            その他            製造 (フランド)</p>	<p>規格値            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下            圧縮強度平均値からの差：7.5%以下            空気量平均値からの差：10%以下            スランプ平均値からの差：15%以下            公称容量の1/2の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下</p>	<p>試験基準            工事開始前及び工事中1回/年以上。</p>	<p>試験成績表等による確認            ○</p>
<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>			
<p>○</p>	<p>小規模工種で1工種当りの総使用量が50m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場) の品質証明書等のみとすることができる。            ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類 (場所打杭、井筒基礎等)、擁壁工 (高さ1.0m以上)、因果工、樋門、樋管、水門、水路 (内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)</p>	<p>工事開始前及び工事中1回/年以上。</p>	<p>コンクリートの練混ぜ量            公称容量の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下            圧縮強度平均値からの差：7.5%以下            空気量平均値からの差：10%以下            スランプ平均値からの差：15%以下            公称容量の1/2の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下</p>	<p>パッチミキサの場合            JIS A 1119            JIS A 8603-1            JIS A 8603-2</p>	<p>ミキサの練混ぜ性能試験            細骨材の表面水準試験            粗骨材の表面水準試験</p>	<p>試験区分            ミキサの練混ぜ性能試験            その他            製造 (フランド)</p>	<p>規格値            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下            圧縮強度平均値からの差：7.5%以下            空気量平均値からの差：10%以下            スランプ平均値からの差：15%以下            公称容量の1/2の場合：            コンクリート中のモルタル単位容積質量の差：0.8%以下            コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下</p>	<p>試験基準            工事開始前及び工事中1回/年以上。</p>	<p>試験成績表等による確認            ○</p>
<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>		<p>注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりことが出来る。</p>			

章 (改定後)	現 行	改 定	備 考																								
施工管理基準 p.30	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="270 1213 516 1654">空気量測定</td> <td data-bbox="270 919 516 1213">           JISA1116            JISA1118            JISA1128         </td> <td data-bbox="270 569 516 919">           ・荷卸し時            1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じ            て20～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質            変化が認められたとき。         </td> <td data-bbox="270 174 516 569">           小規模工種で1工種当りの総使用量が50            m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、            又はレディミックスコンクリート工場            (JISマーク表示認可工場)の品質証明書            等のみとすることができる。            ※小規模工種とは、以下の工種を除く工            種とする。(橋台、橋脚、桁類(場所打杭)、            井筒基礎等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、            涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅            2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネ            ル、舗装、その他これらに類する工種及            び特記仕様書で指定された工種)         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="516 1213 706 1654">           コンクリートの曲げ強度試験            (コンクリート舗装の場合、必            須)         </td> <td data-bbox="516 919 706 1213">           JISA1106         </td> <td data-bbox="516 569 706 919">           コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日に            つき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテス            トピースは打設場所を採取し、1回につき原則と            して3個とする。         </td> <td data-bbox="516 174 706 569">           小規模工種で1工種当りの総使用量が50            m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、            又はレディミックスコンクリート工場            (JISマーク表示認可工場)の品質証明書            等のみとすることができる。            コンクリート舗装の場合には、曲げ強度            試験を適用する。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="706 1213 715 1654">その他</td> <td data-bbox="706 919 715 1213">           JISA1107            JISA1112         </td> <td data-bbox="706 569 715 919">           品質に異常が認められた場合に行う。            品質に異常が認められた場合に行う。         </td> <td data-bbox="706 174 715 569"></td> </tr> </table> <p data-bbox="715 107 736 1904">注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりこことが出来る。</p>	空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じ て20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質 変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工 種とする。(橋台、橋脚、桁類(場所打杭)、 井筒基礎等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、 涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネ ル、舗装、その他これらに類する工種及 び特記仕様書で指定された工種)	コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必 須)	JISA1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日に つき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテス トピースは打設場所を採取し、1回につき原則と して3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度 試験を適用する。	その他	JISA1107 JISA1112	品質に異常が認められた場合に行う。 品質に異常が認められた場合に行う。		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1504 1213 1878 1654">           空気量測定             単位水量測定         </td> <td data-bbox="1504 919 1878 1213">           JIS A 1116            JIS A 1118            JIS A 1128             共通仕様書、付表            参考資料            レディミ            クストコンクリ            ート            単位水量測定要領            (案)による         </td> <td data-bbox="1504 569 1878 919">           ・荷卸し時            1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じ            て20～150m<sup>3</sup>ごとに1回、及び荷卸し時に品質            変化が認められたとき。             1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m<sup>3</sup>            以上施工する。            2回/日(午前1回、午後1回)、及びに荷卸し時            に品質の変化が認められた時。         </td> <td data-bbox="1504 174 1878 569">           小規模工種で1工種当りの総使用量が50            m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、            又はレディミックスコンクリート工場            (JISマーク表示認可工場)の品質証明書            等のみとすることができる。            ※小規模工種とは、以下の工種を除く工            種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭)、            井筒基礎等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、            涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅            2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネ            ル、舗装、その他これらに類する工種及            び特記仕様書で指定された工種)            示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材            の最大寸法が20・25mmの場合は175k            g/m<sup>3</sup>、40mmの場合は165k g/m<sup>3</sup>を            基本とする         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1878 1213 2068 1654">           コンクリートの曲げ強度試験            (コンクリート舗装の場合、必            須)         </td> <td data-bbox="1878 919 2068 1213">           JIS A 1106         </td> <td data-bbox="1878 569 2068 919">           コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日に            つき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテス            トピースは打設場所を採取し、1回につき原則と            して3個とする。         </td> <td data-bbox="1878 174 2068 569">           小規模工種で1工種当りの総使用量が50            m<sup>3</sup>未満の場合は1工種1回以上の試験、            又はレディミックスコンクリート工場            (JISマーク表示認可工場)の品質証明書            等のみとすることができる。            コンクリート舗装の場合には、曲げ強度            試験を適用する。         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2068 1213 2077 1654">その他</td> <td data-bbox="2068 919 2077 1213">           JIS A 1107            JIS A 1112         </td> <td data-bbox="2068 569 2077 919">           品質に異常が認められた場合に行う。            品質に異常が認められた場合に行う。         </td> <td data-bbox="2068 174 2077 569"></td> </tr> </table> <p data-bbox="2077 107 2098 1904">注) 試験成績表等による確認欄に○印のあるものは生産者等の試験成績結果によりこことが出来る。</p>	空気量測定  単位水量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128  共通仕様書、付表 参考資料 レディミ クストコンクリ ート 単位水量測定要領 (案)による	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じ て20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質 変化が認められたとき。  1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する。 2回/日(午前1回、午後1回)、及びに荷卸し時 に品質の変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工 種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭)、 井筒基礎等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、 涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネ ル、舗装、その他これらに類する工種及 び特記仕様書で指定された工種) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20・25mmの場合は175k g/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165k g/m <sup>3</sup> を 基本とする	コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必 須)	JIS A 1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日に つき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテス トピースは打設場所を採取し、1回につき原則と して3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度 試験を適用する。	その他	JIS A 1107 JIS A 1112	品質に異常が認められた場合に行う。 品質に異常が認められた場合に行う。		掲載頁 の変更
空気量測定	JISA1116 JISA1118 JISA1128	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じ て20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質 変化が認められたとき。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工 種とする。(橋台、橋脚、桁類(場所打杭)、 井筒基礎等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、 涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネ ル、舗装、その他これらに類する工種及 び特記仕様書で指定された工種)																								
コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必 須)	JISA1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日に つき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテス トピースは打設場所を採取し、1回につき原則と して3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度 試験を適用する。																								
その他	JISA1107 JISA1112	品質に異常が認められた場合に行う。 品質に異常が認められた場合に行う。																									
空気量測定  単位水量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128  共通仕様書、付表 参考資料 レディミ クストコンクリ ート 単位水量測定要領 (案)による	・荷卸し時 1回/日又は構造物の重要度と工事の規模に応じ て20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質 変化が認められたとき。  1日当りコンクリート種別ごとの使用量が100m <sup>3</sup> 以上施工する。 2回/日(午前1回、午後1回)、及びに荷卸し時 に品質の変化が認められた時。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工 種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭)、 井筒基礎等)、擁壁工(高さ1.0m以上)、 涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅 2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネ ル、舗装、その他これらに類する工種及 び特記仕様書で指定された工種) 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材 の最大寸法が20・25mmの場合は175k g/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165k g/m <sup>3</sup> を 基本とする																								
コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必 須)	JIS A 1106	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日に つき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテス トピースは打設場所を採取し、1回につき原則と して3個とする。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50 m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、 又はレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認可工場)の品質証明書 等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度 試験を適用する。																								
その他	JIS A 1107 JIS A 1112	品質に異常が認められた場合に行う。 品質に異常が認められた場合に行う。																									

章 (改定後)		現 行							改 定							備 考	
施工管理基準 p.32																土木工事標準仕様書に合わせて改定	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 プレキャスト コンクリート製 品 (JIS I 類)	材料	必須	JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)					全数 製造工場の検査ロット毎。	○							
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。												
	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。												
3 プレキャスト コンクリート製 品 (JIS II 類)			JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	無害であること。				全数								
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。												
	材料	必須	セメントのアルカリ骨材反応対策	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	共通仕様書 Ⅲ 付表 5-3 アルカリ骨材反応抑制対策による。												
4 プレキャスト コンクリート製 品 (その他)			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	1回/年以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)			1回/日以上 製造工場の管理基準	○							
	材料	必須	コンクリートのスランピング試験 / スランピングフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準												
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回目の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)												
2 プレキャスト コンクリート製 品 (JIS I 類)	材料	必須	JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)					全数 製造工場の検査ロット毎。	○							
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。												
	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。												
3 プレキャスト コンクリート製 品 (JIS II 類)			JIS マーク確認又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)	無害であること。				全数								
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視検査 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと。												
	材料	必須	共通仕様書 Ⅲ 付表 5-3 アルカリ骨材反応抑制対策による。	JIS A 1145 JIS A 1146 JIS A 5308	共通仕様書 Ⅲ 付表 5-3 アルカリ骨材反応抑制対策による。												
4 プレキャスト コンクリート製 品 (その他)			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m以下	1回/日以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)			1回/日以上 製造工場の管理基準	○							
	材料	必須	コンクリートのスランピング試験 / スランピングフロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準												
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回目の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)												

章 (改定後)		現 行										改 定										備 考																																																									
施工管理基準 p.33		工 種		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工 種		種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	備 考																																																									
4 フレキヤスト コンクリート製 品 (その他)		材料	その他	(JISマーク表示されたコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕石及びスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂、砂利：製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂、砂利：製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS A 5210 (ポルトランドセメント) JIS A 5211 (高炉セメント) JIS A 5212 (シリカセメント) JIS A 5013 (フライアッシュセメント) JIS A 5014 (エコセメント)	1回/以上	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS A 5210 (ポルトランドセメント) JIS A 5211 (高炉セメント) JIS A 5212 (シリカセメント) JIS A 5013 (フライアッシュセメント) JIS A 5014 (エコセメント)		製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○																						
						4 フレキヤスト コンクリート製 品 (その他)	材料	その他		(JISマーク表示されたコンクリートを使用する場合は除く)		骨材のふるい分け試験 (粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021		JIS A 5364 JIS A 5308		1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○		骨材の密度及び吸水率試験		JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。		○		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308		1回/月以上及び産地が変わった場合。		製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	骨材の微粒分量試験		JIS A 1103 JIS A 5005		粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕石及びスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下、その他の場合7.0%以下)	1回/月以上及び産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。		○		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		1回/月以上及び産地が変わった場合。		製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	骨材中の粘土塊量の試験		JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	1回/月以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂、砂利：製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砂、砂利：製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS A 5210 (ポルトランドセメント) JIS A 5211 (高炉セメント) JIS A 5212 (シリカセメント) JIS A 5013 (フライアッシュセメント) JIS A 5014 (エコセメント)	1回/月以上	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○	セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS A 5210 (ポルトランドセメント) JIS A 5211 (高炉セメント) JIS A 5212 (シリカセメント) JIS A 5013 (フライアッシュセメント) JIS A 5014 (エコセメント)		製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。製造工場は製造期間中の品質管理データを取りまとめ、常時閲覧出来るようにしておくこと。	○



章（改定後）	現 行	改 定	備 考
施工管理基準 p.37	16-5-1-3 工事写真の撮影基準 (2) 撮影方法 なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準平成22年9月国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目—施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。	16-5-1-3 工事写真の撮影基準 (2) 撮影方法 なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準平成28年3月国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目—施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。	ガイドライン等の改定日変更
施工管理基準 p.38	16-5-1-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。	16-5-1-5 写真の編集等 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「16-5-1-10 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」に基づく小黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。	文章追加
施工管理基準 p.38	16-5-1-7 留意事項等 <del>1. 別紙写真管理項目の適用について、次の事項を留意するものとする。</del> (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議の上、追加又は削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。 <del>(5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数100万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）</del> (6) 写真管理項目に記載のない工種については工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする。  <del>2. 請負人は、写真の撮影技術について、北海道土木部監修の工事写真の手引き（（社）北海道土木協会平成7年5月、「工事写真の手引き」の一部改定について平成10年4月1日）を参照するものとする。ただし、これと設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規程に従うものとし、疑義がある場合は、工事監督員に確認を求めなければならない。</del>	16-5-1-7 留意事項等 別紙写真管理項目の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容に合致しない場合は、工事監督員と協議の上、追加又は削減するものとする。 (2) 施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。 (5) 写真管理項目に記載のない工種については工事監督員と写真管理項目を協議の上、取扱いを定めるものとする  （文章削除）	
施工管理基準 p.38	16-5-1-8 工事写真の整理方法 (2) 写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 <del>（デジタル写真管理情報基準の写真管理項目にある「提出頻度写真」とは撮影箇所一覧表の「整理条件」に該当する写真をいう。）また、工事写真帳を工事完成時に1部提出する。</del> なお、電子媒体で提出しない場合は、「16-5-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。	16-5-1-8 工事写真の整理方法 (2) 写真フィルムの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、「16-5-3 フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。	

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
施工管理基準 p.39	(文章追加)	<p><b>16-5-1-10 デジタル工事写真の黒板情報電子化について</b></p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督員の承諾を得た上で、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象とすることができ、下記の(1)から(4)まで全てを実施することとする。</p> <p><b>(1) 対象機器の導入</b></p> <p>請負人は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」という。）については、「16-5-1-3 工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」(<a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>)に記載している技術を使用すること。また、請負人は、監督員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」(<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>)を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p><b>(2) デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入</b></p> <p>請負人は、(1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「16-5-1-3 工事写真の撮影基準」による。ただし、工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p><b>(3) 黒板情報の電子的記入の取扱い</b></p> <p>工事写真の取扱いは、「16-5 写真管理基準」および「デジタル写真管理情報基準*平成28年3月 国土交通省」に準ずるが、(2)に示す黒板情報の電子的記入については、「16-5-1-5 写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>※デジタル写真管理情報基準（国土交通省 HP）の URL <a href="http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/">http://www.cals-ed.go.jp/cr_point/</a></p> <p><b>(4) 黒板の電子的記入を行った写真の納品</b></p> <p>請負人は、(2)に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員は納品するものとする。</p> <p>なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）*又はチェックシステム（信憑性チェックツール）*を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用い</p>	土木工事標準仕様書に合わせて改定

章（改定後）	現 行	改 定	備 考
		<p data-bbox="1596 159 2724 237">て、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。 なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。</p> <p data-bbox="1626 247 2267 279">※チェックシステム（信憑性チェックツール）の URL</p> <p data-bbox="1843 296 2377 327"><a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a></p>	